

(3月6日監理委員会資料)

官民競争入札等監理委員会の当面の進め方について

平成 20 年 3 月 6 日

1. 監理委員会の運営について

- ・ 年間を通じて、「対象事業の選定」、「実施要項」に加え、終了時期を迎えるなどの事業の「評価」について審議。
- ・ 審議に当たっては、「事業選定」、「実施要項の策定・事業実施」、「実施結果の評価」といった一連のサイクルがうまく行って初めて法目的が達成されることにかんがみ、こうした一連の手続きを見据えた体制を整備。

2. 対象事業の選定

(1) 基本的考え方

- ・ 国民各層との対話や、関連会議と有機的な連携を図りつつ、「公共サービスの総点検」(事業の仕分け)に取り組む。適宜、検討状況を経済財政諮問会議に報告・議論。
- ・ 民間の創意工夫が十分にいかされるよう、規模のみならず、範囲・内容等にも留意しつつ、対象事業を重点的に選定。
- ・ また、ある一体の業務について、従来以上に時間をかけて、その在り方の全体像を検討しつつ、その中での市場化テストの位置付けを考える、といったアプローチも模索。

(2) 検討の進め方

- ・ 検討すべき分野(重点分野)を設定して分科会において検討。
- ・ 検討結果を踏まえ、本年中の「基本方針」改定に反映(ただし、案件によっては、来年以降の「基本方針」改定を目指して検討)。

(3) 本年の重点分野

①新たに検討する重点分野等

- ・ 「公共サービスの総点検」として、「地方出先機関」、「内部管理業務」を重点分野と位置付けて検討。
- ・ 「国立大学法人」については、平成 21 年度が中期目標期間の最終年度であることを踏まえ、重点分野と位置付けて、本年より検討を開始。

- ・ 「社会保険庁関連」については、「年金業務・組織再生会議」の検討状況も踏まえつつ検討。

②引き続き検討する重点分野

- ・ 昨年の重点分野のうち、「統計調査」、「徴収」、「公物管理」、「施設・研修等」については、引き続き、重点分野と位置付けて検討。

3. 実施要項の審議

- ・ 事業選定に関わった分科会委員・専門委員の参加を得つつ、入札監理小委において実施。
- ・ 本年の審議に当たっては、審議を要する事業が多数（約60件）に上ること、実施要項の適切な審議が法の目的の達成にとり極めて重要であることを踏まえ、実施要項の審議に係る体制を強化。同時に、業務の内容や規模等を勘案しメリハリを付けた審議方法を工夫。

4. 評価の実施

- ・ 「科学技術研究調査」、「求人開拓事業」、「アビリティガーデン事業」の3事業について、評価を実施。その際、事業選定や実施要項の策定時の審議内容等も踏まえたものとなるよう検討。

5. その他

(1) 地方公共団体との意見交換等

- ・ 地方公共団体との意見交換等の情報収集の場として、地方公共サービス部会・地方との研究会を開催。

(2) 広報活動

- ・ 「スコアカード」の策定・公表や、国民向けフォーラム等を開催。

(以上)